第 12 章　在学報告書・卒業及び進路等報告書の提出

修学生が在学する養成施設においては、以下の報告書の提出が必要です。

１．修業状況の確認

(1) 確認書類の提出
前期試験の結果を受けて、「在学報告書」にて修学生の修業状況をご報告ください。

(2) 書類作成上の留意点
「１．10 月以降も貸付けを受ける修学生」の『成績の評価』欄は、可もしくは不可にて評価してください。また、不可の場合はその理由を「備考」欄に記入してください。
規則第３条により本事業の貸付対象者の要件として「学業優秀であること」とあり、不可の場合、貸付契約の解除となる場合があります。

２．卒業・進路等の確認

「卒業及び進路等報告書」にて修学生の進路状況をご報告ください。

３．修学生が行うべき申請等手続きの指導

以下に該当する場合、修学生ご本人による手続きが必要となります。返還猶予の事由に該当する場合でも各種手続きを行わない場合は、返還となりますのでご注意いただくようご指導ください。

(1) 停学・退学等になった場合は、「停学・復学・退学等届」及び返還または返還猶予申請

(2) 卒業後の進路により、返還または返還猶予の申請

４．その他

(1) 授業料減免の支援を受ける修学生について、支援区分の変更や支援の廃止、及び新たに支援対象者となった修学生に関する通知が発出された場合は、その写しをご提出ください。

(2) 修学生の卒業または退学により、修学資金に係る養成施設の事務手続きは終了します。ただし修学生は、返還免除の承認決定を受けるか、返還完了まで債務を負っていることになります。修学生に対し、卒業または退学時の手続きを必ず行うようご指導をお願いします。